

防府市社会福祉法人指導監査実施要綱

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第56条第1項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）に対して実施する指導監査に関する基本事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 指導監査は、法その他の関係法令及び通知に基づき実施する法人の運営及び経営について指導監査を効果的に行い、社会福祉事業の適正かつ健全な運営を確保することを目的とするものとする。

(基本方針)

第3条 指導監査は、次に掲げる基本方針に基づき実施するものとする。

- (1) これまでの指導監査結果等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に実施する。
- (2) 事実の認定、適否の判断、意見の表明等に際しては、関係法令等に基づき、公正不偏かつ指導・援助的な姿勢をもって臨み、関係者の理解の下に積極的な協力が得られるよう配慮する。
- (3) 形式的・表面的な現象の指摘にとどまらず、問題点を的確に把握し、その要因の解明と適切な是正・改善の方策について具体的に明示し、対象となる法人の理解を得ながら運営水準の向上を図る。
- (4) 安定的・継続的に良質のサービスが提供できるように、利用者の視点に立ったサービスや事業経営の透明性を確保する観点から実施する。

(指導監査の区分等)

第4条 指導監査は、一般監査及び特別監査とし、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 一般監査

原則として3箇年に1回とし、実地において実施する。なお、厚生労働省の社会福祉法人指導監査実施要綱の定めるところにより、周期を延長又は短縮することができる。

(2) 特別監査

一般監査の結果等により、運営等に重大な問題を有すると認められる法人について、指導監査班を編成し、実地等において実施する。

2 社会福祉施設及びこれを経営する法人の指導監査は、原則として併せて行うものとする。

(重点指導事項の策定等)

第5条 福祉指導監査室は、毎年度、厚生労働省及び県の指導監査実施方針並びにこれまでの指導監査結果等を勘案し、指導監査重点指導事項（以下「重点事項」という。）を定めるものとする。

2 福祉指導監査室は、毎年度、一般監査の対象とする法人及び実施時期等を内容とした指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）を作成する。

(指導監査の事前準備)

第6条 指導監査の実施にあたり、次に掲げるところにより事前準備をするものとする。

(1) 実施通知

指導監査の期日、場所、派遣職員の職・氏名、準備すべき資料その他必要な事項については、実施期日の概ね2週間前までに、対象法人等に通知する。

(2) 指導監査個別資料の提出依頼等

対象法人等から別に定める様式による指導監査個別資料（以下「監査資料」という。）の提出を求めるとともに、必要に応じて、関係機関等への照会を行う。

(3) 事前検討

前号に規定する監査資料及び前回までの指導監査結果等を分析・検討し、対象法人等の運営状況をあらかじめ把握しておく。

(指導監査の実施)

第7条 指導監査は、実施期日において、次に掲げるところにより実施するものとする。

(1) 趣旨説明

指導監査の開始にあたっては、その趣旨を十分説明する等、法人の責任

者及び関係職員の理解、協力が得られるようにする。

(2) 実施要領

指導監査は、重点事項及び実施計画に留意の上、別に定める指導監査調書及び監査資料に基づいて実施する。

(3) 講評及び指示

指導監査終了後、法人の責任者及び関係職員に対し講評を行い、是正又は改善を要すると認められる事項については、十分な理解が得られるよう指導するとともに、その是正改善を指示する。

なお、評価すべき事項についても、可能なかぎり明示するよう努める。

(4) 要望、意見等の聴取

講評後、法人からの要望、意見等がある場合は、積極的に聴取するよう努める。

(指導監査実施後の処理)

第8条 指導監査の実施後は、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 結果の検討及び復命

担当職員は、速やかに指導監査の結果について検討し、問題点を明確にした上で、調書を整理し、講評内容及び監査資料その他の関係資料を添えて復命する。

(2) 結果の通知

指導監査の結果は、遅滞なく文書により対象法人の代表者に通知することとし、是正又は改善を要する事項については、その内容を明確にし、必要に応じて是正改善方法等を具体的に指示する。

(3) 報告依頼

前号の規定により是正又は改善を指示する事項については、期限を付して報告書の提出を求める。

(4) 事後指導

対象法人から報告された是正改善の措置状況について、必要があると認めるときは、事情聴取、現地確認等の方法により引続き指導を行う。

(指導監査連絡会議)

第9条 特別監査を実施する時は、指導監査連絡会議を設置し、次に掲げる事

項について協議するものとする。

- (1) 特別監査の実施及び処理方法に関すること。
- (2) 特別監査の指導監査班の編成に関すること。
- (3) その他、特別監査に係る重要事項に関すること。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。